

学校柔道部顧問の先生方へ

2024年5月27日 静岡県柔道協会 公認指導者講習部会

全柔連規程により、柔道の指導に必要な資格や大会監督の要件が定められています。

柔道の指導には公認柔道指導者資格が必要です。

※公認柔道指導者資格をお持ちの方は、全柔連登録をして資格を有効にしましょう。

- 規程により、柔道指導者には、公認柔道指導者資格の保有が義務付けられています。
- 全柔連公認資格は、次の条件を満たすことにより有効となります。
 - ・ 資格が認定され、有効期間内である。
 - ・ 全柔連個人登録と資格登録が完了している。↔ 登録をしなければ資格は無効です。
 - ・ 資格が停止されていない。

※柔道経験者で資格をお持ちでない方には、C指導員資格の取得をおすすめします。

- 当協会が主催するC指導員養成講習会を受講して認定を受けます。
 - ・ 講習会期日や開催要項等は、当協会HPでご確認ください。また、登録チームへの一斉メール送信も利用して連絡します。
 - ・ 受講要件は次の通りです。
 - ① 全柔連登録の個人登録を完了している。
 - ② 養成講習会初日現在で満18歳以上である。
 - ③ 二段以上または教員免許状所持者である。

実技指導ができない方は「学校顧問特例資格」の認定が可能です。

※大会等の引率業務を支援することを目的とした登録区分です。

- 資格の認定要件は次の通りです。
 - ① 学校教員で所属校の部活動の管理的顧問である。
 - ② 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない。
- 当協会に申請して認定を受けます。公認指導者講習部会までご連絡ください。
 - ・ 認定後に、学校顧問特例資格者区分での全柔連登録の個人登録を完了することで、資格が有効となります。↔ 登録をしなければ資格は無効です。
 - ・ 申請料および登録料は無料です。
 - ・ 公認認柔道指導者資格をお持ちの方または二段以上の方は、申請できません。
- 全柔連が主催する講習会を2年に1回受講することが推奨されています。
 - ・ 「全柔連登録会員システム Judo-Member」にログインし、「講習会申込」から「全柔連【学校顧問特例資格】講習」に申し込んでeラーニング講習を受講します。
 - ・ C指導員養成講習会講義動画の一部を視聴しますが、ワークやテストは行いません。
 - ・ 所要時間は1時間50分程度で、受講料は無料です。

大会の監督には指導者資格が必要です。

- 公認柔道指導者資格（A・B・C指導員資格）または学校顧問特例資格が有効な方は、全柔連およびその加盟団体（東海柔道連合会や静岡県柔道協会）が主催する大会で監督を務めることができます。
- 高体連や中体連が主催する会等、上記を除く大会の監督要件は、それぞれの大会要項に従います。
- 二段以上で公認柔道指導者資格がない部活動顧問は、監督を務めることができません。
 - ・ この場合に、当協会の主催大会では、学校長の承認があれば、教職員ではない方が監督を務めることを認めています。

※顧問の資格状況に応じて、大会監督は次のように決定されます。

- ・ 公認指導者資格がある … 資格が有効な顧問
- ・ 学校顧問特例資格が認定されている … 資格が有効な顧問
- ・ 無段または初段で学校顧問特例資格の認定がない … 学校顧問特例資格の認定を受けて資格が有効な顧問
- ・ 二段以上で公認指導者資格がない … 学校長が承認した公認柔道指導者資格が有効な指導者

【公認柔道指導者資格制度運用規則（抜粋）】

1. 学校顧問特例資格制度

学校顧問特例資格制度は、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。

1.1. 資格適応範囲

有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。

1.2. 資格認定

公認柔道指導者資格制度規程第 18 条に則り、以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。

ただし指導者資格を有する者または二段以上の者は学校顧問特例資格の認定を受けることはできない。

- ① 学校教員で所属校の部活動の（管理的）顧問。
- ② 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。

1.3. 資格認定手続き

学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。

- ① 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。
- ② 本資格の申請料は徴収しない。

1.4. 資格の有効要件

学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ① 特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3月31日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。
- ② 本連盟会員登録（学校顧問特例資格）をしていること。
原則として 2 年に 1 回、本連盟が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。

※公認柔道指導者資格制度規程および同制度運用規則の全文は全日本柔道連盟HPで閲覧が可能です。

* 学校顧問特例資格の申請、ご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

静岡県柔道協会 公認指導者講習部会 E-mail : judoshido21@yahoo.co.jp